

<生徒心得>

I 学校生活

1. 礼儀

- (1)挨拶は、礼儀正しく心から尊敬の気持ちを表すようにする。
- (2)言葉づかいには注意し、来客、先生、知人、友人に会った時は、さわやかに挨拶をする。

2. 服装、頭髪

服装、頭髪は清楚な身だしなみを心掛ける。詳細は別に定める規定による。(服装、頭髪等について)

3. 交通

交通道徳や法規に基づいた正しい態度を養い、生命を尊重し、原動機付自転車・自動二輪車について「4ない運動」(「免許をとらない」「車に乗らない」「車を買わない」「他人の車に乗せてもらわない」)の精神に基づき、交通事故から身を守るように心掛ける。

(1)自転車

- ア 自転車通学者は、届け出制とする。(自宅から本校までの距離は問わない。)
- イ 通学許可者の自転車には、本校所定のシールを貼る。
- ウ 自転車は、所定の自転車置場に整理整頓して置く。
- エ 自転車の整備、点検を常に心掛ける。
- オ 必ずカギをかけ、ツーロックにする。
- カ 自転車保険に加入する。
- キ ヘルメットの着用が望ましい。

(2)運転免許の取得

別に定める規定による。(運転免許取得について)

4. 登校、下校

- (1)下校の時間以外に校外に出る用事がある時は、公私用を問わず担任の許可を受ける。

- (2)下校時刻は、17:00 とする。ただし、部活動などの場合は、下記のとおりとする。

| 夏時間(4・5・6・7・8月) | 春・秋時間(2・3・9・10月) | 冬時間(11・12・1月) |
|-----------------|------------------|---------------|
| 18:30 | 18:00 | 17:30 |

- (3)登下校の際は、制服を着用する。なお、風、雨の強い日の自転車通学者及び一般生徒下校時間以後下校する部活動の生徒は、体育時または部活動時に用いる指定の運動着の着用を認める。

- (4)車での送迎は保護者によるものを原則とし、乗降は学校外で行うこととする。安全のため、正門から校内に乗り入れない。

5. 校内生活

(1)日課

| | 月曜日 | | 火～金曜日 |
|----|-------------|----|-------------|
| ST | 8：40～ 8：50 | ST | 8：40～ 8：50 |
| 1限 | 8：55～ 9：45 | 1限 | 8：55～ 9：45 |
| 2限 | 9：55～10：45 | 2限 | 9：55～10：45 |
| 3限 | 10：55～11：45 | 3限 | 10：55～11：45 |
| 4限 | 11：55～12：45 | 4限 | 11：55～12：45 |
| 昼食 | 12：45～ | 昼食 | 12：45～ |
| 予鈴 | 13：20 | 予鈴 | 13：20 |
| 5限 | 13：25～14：15 | 5限 | 13：25～14：15 |
| 6限 | 14：25～15：15 | 6限 | 14：25～15：15 |
| 7限 | 15：25～16：15 | 清掃 | 15：15～15：35 |
| 清掃 | 16：15～16：20 | ST | 15：35～15：45 |
| ST | 16：20～16：30 | | |

(2)授業

ア 開始の合図でただちに授業が始められるように準備する。

イ 教室間の移動は素早く静かに行う。

(3)考査

別に定める規定による。(考査受験上の注意について)

(4)校内の集会等

ア クラスの親睦会、部の歓送迎会などは、集会願を出し、学級担任又は部顧問の出席を求めてその指導に従って開く。

イ 印刷物の配布やポスターの掲示の際は、生徒指導課の許可を受ける。サイズはA4とし、壁を傷めないようにガラス面に貼る。

ウ 許可を得ずに、会を組織したり、集金や集会をしたり、文書や図書の印刷、配布、回覧をしたりしてはならない。

(5)保健衛生

ア 心身の健康を保つことを心掛ける。

イ 感染症にかかった際は、出校を見合わせ、医師の指示に従い、ただちに学校に届け出る。詳細は別に定める規定による。

(6)環境整備

ア 教室の内外を問わず公共物を破損した生徒は、ただちにその旨を担任に届け出る。事由によっては弁償の責を負う。

(7)所持品

- ア 所持品は質素なものとし、必ず記名する。
- イ 貴重品の保管は各自でよく注意し、万一紛失又は拾得した時には、ただちに担任又は生徒指導課に届け出る。
- ウ 不必要な金銭や貴重品は持参しない。また、娯楽用具、娯楽雑誌等は持ち込まない。
- エ 携帯電話・スマートフォンは電源を切った状態で、カバンの中に入れておく。校舎内で使用しない。

(8)その他

- ア 法律や校則違反があった場合は、別に定める指導を受ける。詳細は別に定める規定による。(特別指導について)
- イ 教室移動の際は、ホームルームを施錠する。

6. 校外生活

常に福江高校生としての自覚を持ち、責任ある態度をもって行動する。

(1)外出

- ア パチンコ店等の、遊技場・娯楽場には立ち入らない。

(2)旅行等

- ア 旅行運賃割引証の必要な時は、学生割引証交付願(学割願)を提出する。

(3)アルバイト

別に定める規定による。(アルバイト規定について)

(4)その他

- ア 飲酒、喫煙、薬物乱用、暴力行為、麻雀、賭事等は禁止する。
- イ 法律や校則違反があった場合は別に定める指導を受ける。(特別指導について)

7. 特別指導について

法律に反する行為や本校のルールを大きく逸脱する行為に関しては、校長による特別指導(校長訓戒・家庭謹慎等)を保護者同伴の下で行う。また、学校教育法施行規則第26条に基づく懲戒が行われる場合もある。具体的には以下のような行為が指導の対象である。

飲酒、喫煙、パチンコ・賭博、恐喝、万引き、窃盗、暴力、暴言、家出、不正行為、授業妨害、薬物乱用、無免許運転、無断免許取得、変造カード(定期券等)所持・使用、携帯電話・スマートフォンの不正使用、悪質ないじめ、本人の許可なしに個人情報流出、盗撮、喧嘩、深夜徘徊、無断アルバイト、SNSへの悪質な書き込み・誹謗中傷、度重なる校則違反、指導無視、悪質な怠学、いやがらせ、器物破損など

II 服装、頭髪等について

生徒は、以下の注意点を守り、清楚な身だしなみを心掛ける。

1. 制服

- ・ネクタイ又はリボンを緩めて着用しない。
- ・ブレザー、シャツ、ブラウスのボタンは留める。
- ・ブレザーの下からシャツ・ブラウスの裾を出さない。
- ・シャツ・ブラウス等の下から肌着等の裾を出さない。
- ・袖・裾まくりをしない。(合服・夏服)
- ・スラックスを低い位置ではかない。
- ・スラックスの裾を踏まない。
- ・スカート丈は膝にかかる長さとする。
- ・スカートを折り曲げて着用しない。

(1)A タイプ

ア 冬服(本校指定のブレザー、長袖シャツ又は長袖ブラウス、スラックス、ネクタイ又はリボン、ベルト)

- ・本校指定のベルト、ネクタイ又はリボンを必ずつける。
- ・ネクタイピンを使用する場合は、華美なものは避ける。

イ 合服(本校指定の長袖シャツ又は長袖ブラウス、スラックス、ネクタイ又はリボン、ベルト)

- ・ネクタイ又はリボンは着用しなくてもよい。(5月～10月)
- ・本校指定のベルトを必ず着用する。
- ・第1ボタンのみはずしてよい。(ネクタイ又はリボン着用時は第1ボタンをはずさない。)

ウ 夏服(本校指定の半袖シャツ又は白の半袖(長袖)ブラウス、スラックス、ベルト)

- ・本校指定のベルトを必ず着用する。
- ・第1ボタンのみはずしてよい。

(2)B タイプ

ア 冬服(本校指定のブレザー、長袖ブラウス、スカート、リボン又はネクタイ)

- ・リボン又はネクタイは必ずつける。

イ 合服(本校指定の長袖ブラウス、スカート、リボン又はネクタイ)

- ・ネクタイ又はリボンは着用しなくてもよい。(5月～10月)
- ・第1ボタンのみはずしてよい。(ネクタイ又はリボン着用時は第1ボタンをはずさない。)

ウ 夏服(本校指定の白の半袖ブラウス又は白の長袖ブラウス、スカート)

- ・第1ボタンのみはずしてよい。

(3)衣替えについて

| | 4月 | 5～6月 (移行期間) | 7月～9月 | 10～11月 (移行期間) | 12月～3月 |
|-------------|------|----------------|-------|------------------|--------|
| 冬服 | ○ | ○ | × | ○ | ○ |
| 合服 | × | ○ | ○ | ○ | × |
| 夏服 | × | ○ | ○ | 10月は可 | × |
| ネクタイ リボン | 着用する | 5～10月は外してもよい | | | 着用する |
| セーター 防寒着 | ○ | × | × | ○ | ○ |

※気候により移行期間を変更する場合がある。

(4)セーターについて

ア 学校指定以外のセーター、ガーディガン等の着用は認めない。

イ ブレザーの袖、裾からセーターをはみ出して着用しない。

(5)補足事項

ア 加工や調整をしない。制服を故意に変形させるなどし、元に戻せない場合は買い直す。

イ 中着は華美なものを避ける。

ウ 卒業生等、他の生徒から制服を譲り受けて着用する場合は、申し出をして許可を得る。

エ 登下校の際は、制服を着用する。ただし、風、雨の強い日の自転車通学者および一般生徒下校時間以降に下校する部活動の生徒は、体育時または部活動時に用いる運動着の着用を認める。

2. その他

(1)頭髪

- ア 着脱色、パーマ、極端な段カット、極端な変形等は禁止する。加工した場合、元の髪色の状態に戻す。
- イ びん、ひげを伸ばさない。
- ウ 整髪料等過度の使用をしない。
- エ 髪止めは黒、紺、茶で飾りのないゴムまたはピンのみとする。
- オ 肩より長い髪の生徒は、式典(入学式、卒業式)の時には耳より下でゴムの紐で束ねる。
- カ 前髪は目がかくれぬようにする。

(2)靴

- ア 男女とも、短靴または運動靴とする。

(3)靴下

- ア 黒白紺灰の無地単色のソックスとする。(ワンポイントマーク、細いライン可)
- イ ソックスの長さは、くるぶしが余裕を持って隠れる長さとする。
- ウ ルーズソックスの着用は禁止する。
- エ 防寒具の期間は、黒又はベージュのストッキングの着用を許可する。

(4)防寒具について

- ア 許可する防寒具はコート、ウインドブレーカー、マフラー、ネックウォーマー、手袋とする。
- イ 着用期間は10月から翌年4月までとする。
- ウ 始礼前、終礼後は着用を認める。
- エ 防犯上、反射板がついたものや明るい色合いのものが望ましい。

(5)その他

- ア 化粧(色つきリップを含む)、マニキュアをしない。
- イ 指輪、ネックレス、ピアス等の装飾品は身に付けない。
- ウ 爪は常に短く清潔にしておく。
- エ 特別の理由により、定められた服装での通学、学校生活が困難な場合は、所定の手続きにより生徒指導部の異装願を申し出る。

Ⅲ 政治的活動等

(1)教科・科目等の授業、生徒会活動、部活動等、学校の教育活動の場を利用して選挙運動や政治的活動を行うことは禁止する。

(2)放課後や休日等に学校の構内において選挙運動や政治的活動を行う場合には、施設管理や他の生徒の日常の学習活動、その他教育を円滑に実施する上で支障が生じる場合は、制限又は禁止する。

(3)放課後や休日等に学校の校外において行われる選挙運動や政治的活動については、違法なもの、暴力的なもの、またそのおそれが高いと認められる場合、あるいは、自身又は他の生徒の学業や生活等への支障がある場合などは、制限又は禁止する。

IV 考查受験上の注意

公正に考查を実施するため、下記の要領で考查を実施する。

1. 考查会場について

- (1) 考查会場は、指定された教室で実施する。
- (2) 机の落書等は消し、机の中は空にする。
- (3) 机は等間隔に並べ、名簿順に着席する。

2. 考查実施中の注意事項

- (1) 用具はカバンの中に入れ、廊下に整頓して置く。
- (2) 机上には、鉛筆、シャープペン、消しゴム、定規のみにする。(ペンケース、下敷き、タオル等は置かない。)
- (3) 問題用紙の配布時から答案用紙の回収時まで、私語をしない。
- (4) 配布した問題用紙等が余れば、すぐに監督者に渡す。
- (5) 「はじめ」の合図で答案用紙に生徒番号、氏名を記入する。合図の前に筆記具を持たない。
- (6) 横向き、後向きや前方をのぞく等の行為は不正行為とみなす。なお、質問等は、静かに手を挙げ、監督者の指示をあおぐ。
- (7) 考查終了の合図があったら、速やかに筆記用具を置く。
- (8) 各列最後尾の生徒は、監督者の指示に従い、名簿順に答案用紙を集め提出する。なお、他の生徒は、席を離れず、静かに待つ。
- (9) やむを得ない理由により退室する際は、答案は伏せた状態で置いておく。

3. その他

- (1) 欠席、遅刻はしない。やむを得ない理由により欠席、遅刻をする場合は、保護者が8時20分から8時30分の間に電話連絡をする。なお、考查に遅刻した時は入室・受験を認めるが、考查時間の延長はできない。
- (2) 考查が他のクラスより早く終わった場合は、すみやかに下校する。下校する際は、他のクラスの迷惑にならないようにする。また、残って学習する場合は、教室内で静かに学習する。
- (3) 不正行為をしない。不正行為があった場合は、その教科は0点とする。なお、携帯電話の取り扱いには十分注意する。(携帯電話の所持は不正行為とみなす。)
- (4) 考查時間割発表から考查終了まで職員室及びその他の準備室等への入室を禁止する。

V アルバイト規定

1. 平常時のアルバイトについて

本校では毎日の学業や部活動に専念するため、長期休業中(夏・冬・春休み)以外のアルバイトは原則認めない。しかし、家庭の経済状況等でアルバイトが必要となる場合は、担任に申し出、所定の手続きをとる。無断アルバイトは特別指導の対象となる。

2. 長期休業中のアルバイトについて

長期休業中のアルバイトは、社会学習の場として、あるいは家計を助けるのに必要とされる場合に限り、本校の規定により、目的、仕事の内容、期間、勤務条件などを十分考慮して認める。希望する生徒は必ず「アルバイト就業届」を提出する。無断アルバイトは特別指導の対象となる。

(1)アルバイトを認めるにあたっての確認事項

ア 各学期の成績で不振科目(評定1)や保留科目がない。ただし、夏季は成績不振者指導をすべて終了すれば認める。

イ 欠課の補充が終了している。

ウ 遅刻者指導が終了している。

エ 素行不良ではない。

オ 学校行事、部活動、課外授業、補習授業等に支障がない。

カ 1日の就業時間は8時間以内(18時まで)とし、期間は各長期休業中の半分以上とする。

キ 労働環境が良好である。危険性が高い業務や、安全面、衛生面において有害な業務は認めない。

ク 宿泊を伴わない。

ケ 直接客と接する業務ではない(レジ係を除く)。

コ その他、就業について好ましくないと判断した場合は認めない。

(2)就業上の注意

ア 「アルバイト就業届」を本人、保護者記名(自署)の上、生徒指導課に提出する。また、新学期初めに、「アルバイト就業報告書」を提出する。

イ 高校生の本分をわきまえ、課外授業や部活動を優先する。また、新学期の学習に支障のないようにする。

ウ 身だしなみ(服装・頭髪等)を整えて就業する。

エ 就業中に事故、事件に巻き込まれた場合は学校に報告する。

VI 運転免許取得

1. 運転免許取得許可条件

- (1)原則、普通免許(普通自動車用)のみ取得を許可する。その他、海技免許等は、学校と保護者の承諾のうえで、取得を認める場合がある。なお、取得した免許は保護者の責任において家庭で保管する。
- (2)進路決定者は2学期末考査最終日から自動車学校の入校を許可する。条件を満たした者は、随時自動車学校に入校できるが、その場合でも必ず担任と生徒指導部に届け出る。
- (3)2学期に評定1のある者は、成績会議以後の入校、通学はできない。再開の時期は別途指示する。
- (4)学年末に評定1のある者は、成績会議以後の入校、通学はできない。再開の時期は別途指示する。
- (5)過去に交通非行のあった生徒は、学年末考査後の入校となる。

2. 運転免許証取得の方法

- (1)運転免許証取得許可条件に該当する生徒で、取得を希望する生徒は、運転免許証取得届(自動車学校入校届)を担任に提出する。
- (2)運転免許試験場での受験の期日は卒業式以降とする。

3. 自動車学校への入校、通学について

- (1)自動車学校への入校、通学を希望する生徒は、自動車学校入校届を提出し許可を得る。
- (2)自動車学校への入校、通学は、その年度の「自動車学校入校希望者に対する指導」にすべて従う。
- (3)高校を卒業するまでは制服で通学する。
- (4)自動車学校在学中に特別指導の対象となる行為をした時は、自動車学校の通学を延期する。
- (5)自動車学校への入校、通学の方法は、学校で指導する。

4. その他必要事項は生徒指導部で協議し、必要に応じて職員会議で決定する。

VII その他

1. 校則について

(1)「生徒心得等」について、生徒、教師、関係機関と連携を図りながら、定期的に見直しを図る。

2. 校則の変更について

(1)校則を変更する場合は、生徒総会、職員会議を経て、校長の承認を得て変更となる。